

自然災害発生時における業務継続計画

(東保育所)

1. 総論

(1) 基本方針

1. 人命の保護を最優先し、園児及び職員の生命と安全を確保する。
2. 継続的、安全的なサービスの提供。
3. 財産の保全。
4. 地域の災害拠点として、有する機能を発揮する。
5. 被災時にも中断が許されない通常業務の継続・再開に努める。

(2) 推進体制

(継続的かつ効果的に取組を進めるための推進体制、平常時における災害対策や事業継続の検討・各種取組を推進する体制)

主な役割	役職	氏名	補足
全体統括	所長	竹元 京子	代行者：主任保育士 大屋 多恵子
情報収集・本部連絡	所長	竹元 京子	代行者：主任保育士 大屋 多恵子
園児・職員の安全確保	主任保育士	大屋多恵子	代行者：幼児統括 亀山 涼子
保護者対応	主任保育士	大屋多恵子	代行者：所長 竹元 京子
避難誘導・保育	保育士	亀山 涼子	代行者：乳児統括 田平 優子 各クラスリーダー 亀山涼子・小松愛里沙・月森明美
保育現場調整	主任保育士	大屋多恵子	代行者：幼児統括 亀山 涼子
避難用物資確認持出	係長	上田 美穂	代行者：主任保育士 大屋 多恵子

(3) リスクの把握

①ハザードマップなどの確認

下記のハザードマップ上では特に土石流・洪水に関する被害発生の危険性は低いが、近年の大型台風や地震による裏山の倒木による被害の可能性もある。
当地域に災害を及ぼす地震として、南海トラフで発生する大規模地震は発生確率30年以内で70%~80%となっている。また、過去県内石見地方を震源とする地震(1872年浜田地震マグネチュード7.0~7.2等)も何度か発生し、大きな被害も発生していることから、地震による災害発生は十分想定される。また、近年の台風の大型化により、暴風雨等による建物の損害や停電のリスクは高まっている。



②被災想定

【自治体公表の被災想定】

島根県地震・津波被害想定調査報告書（出所：島根県平成 30 年 3 月）をもとに被害想定を行う。

想定地震は邑南町に最も被害を及ぼすとみられる「島根県西方沖合断層の地震」、震度 6 弱を想定する。

交通被害

道路：特に大規模な損害は想定しない

橋梁： ”

鉄道：関係しない

ライフライン

上水：被害数 64 か所、影響世帯 1 日後 1,240 世帯、2 日後 1,197 世帯、7 日後 1,136 世帯

下水：被害延長 4 km、影響人口 260 人

電気：停電件数 22 件

ガス：被害想定なし

通信：被害想定なし

【自施設で想定される影響】

地震災害（震度 6 以上）による最長 3 日程度のライフラインへの影響を想定する。

停電及び断水（上下水道）による最長 3 日間とする。

場合によっては休所も想定される。

	当日	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目
（電力）				復旧	→	→	→	→	→
電力				復旧	→	→	→	→	→
EV									
飲料水	備蓄飲料水を活用			復旧	→	→	→	→	→
生活用水	川の水を活用			復旧	→	→	→	→	→
ガス	点検	通常	→	→	→	→	→	→	→
携帯電話	利用制限			利用	→	→	→	→	→
メール	マメール								

(4) 優先業務の選定

①優先する業務

保育事業

◎開所後に豪雨災害や地震災害が発生した場合

- ・園児の安全を確保しながら、保護者へ連絡を取る。
- ・迎えの可能な園児は保護者に引き渡すが、迎えが難しい又は連絡が取れない園児に関しては、保護者の引き取りまで保育を行う。
- ・園児の人数が減ってくれば、災害の範囲にもよるが、職員の帰宅も促していく。

◎開所前に豪雨災害が発生した場合

- ・開所前に避難指示が出た場合は、休所とする。
- ・午前7時までに避難指示が解除された場合は、原則通常保育を行う。
- ・午前9時頃に解除された場合は、原則繰り下げ開所とする。

◎開所前に地震災害が発生した場合

- ・原則閉所（保育所の安全確認ができれば繰り下げ開所あり）
安全確認として、天井、壁及び窓ガラスなどの破損の有無、物品の破損及び散乱の有無、ライフラインの状況

②優先する業務

上記優先する事業のうち優先する業務を選定する。

- ・開所の場合は、通常保育を優先する。
- ・子どもたちが不安にならないように配慮しながら保育を行い、保護者に引き渡すまで、安全確認に努める。
- ・水分補給など健康面にも注意を払う。

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

①研修・訓練の実施

- ・年間避難訓練計画書に基づき7月は土砂災害、9月・12月・2月は自身の訓練を行う。それ以外の月は火災訓練を行う。
- ・毎年担任、クラス替えがあるので、年度初めにシミュレーション訓練を行い、それぞれの役割を再確認する。

②BCPの検証・見直し

・策定したBCPの訓練を実施していくなかで、BCPの内容や取組を総括し、評価するとともに洗い出された課題については随時見直しを行い、翌年度の取組に反映させる。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
木造瓦葺平屋建の1棟 建築年月日：H15年4月1日(建物)柱/壁 新耐震基準対応済		
本棚	固定設置	
キャビネット	固定器具で固定	
調理設備	固定器具で固定	
ロッカー	固定器具で固定	
テレビ・空気清浄機	ワイヤーや滑り止めで固定	

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
基本財産（建物付属設備）	定期点検の実施	
固定遊具点検	定期点検の実施	
消火・防火関係設備	定期点検の実施	スエヒロ保守委託による
空調関係設備	定期点検の実施	山陽空調保守委託による
電源・電気系関係設備	定期点検の実施	ウエノ電気保守委託による

③風水害対策

対象	対応策	備考
屋根材の劣化、破損の確認	毎月定期的な点検を実施	必要に応じて業者による点検を実施し、修繕要否を確認
外部のひび割れ、欠損、膨らみ等の確認	毎月定期的な点検を実施	必要に応じて業者による点検を実施し、修繕要否を確認
暴風雨による窓ガラス、塀等の破損、外壁の留め金の危険性の確認	毎月定期的な点検を実施	必要に応じて業者による点検を実施し、修繕要否を確認
周囲に飛散する可能性のあるもの設置確認	毎月定期的な点検を実施	

(2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
照明機器、冷暖房器具	・ 停電時は常備灯起動・懐中電灯 ・ 冬季：灯油ストーブ、カイロ、カセットコンロ・毛布等 ・ 乾電池：災害用備蓄品として確保

(3) ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
調理機器	カセットコンロ(3)、カセット用ガス(6)
給湯器	乳幼児は排便失敗時の洗浄は、ウェットティッシュで清拭

(4) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

・ 備蓄品の飲料水 2ℓ×28本(消費期限 2025年11月)(2日分・80人分) ・ 給水車による配給 ポリタンクの活用 (20ℓ×3) (飲料水用の表示)
--

② 生活用水

生活用水用のポリタンク 20ℓ×6 川の水を活用する 生活用水の節約：手洗いはウェットティッシュ、消毒液を使用 排泄に関しては、乳児は紙オムツを使用、職員は簡易トイレを使用

(5) 通信が麻痺した場合の対策

・ PC 若しくは業務用携帯メール・マメールの通信を基本とする。 ・ 保育所職員間でのグループラインを利用。

(6) システムが停止した場合の対策

・ システムが停止した場合に手書き等で作業すべき業務の洗い出しを行う。 ・ (データ) 災害発生時等、データの保証はされない為、データのバックアップの運

用徹底が必要。定期的なバックアップを取ること。

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

【利用者】

- ・乳児はオムツの着用。
- ・幼児はおまる又は、便座にビニール袋にて密封管理。

【職員】

断水、配管不備、浄化槽の損傷等トイレ使用が不可の場合、備蓄品の簡易トイレを使用。又は、川の水をポリ容器に入れ、小学校に設置された簡易トイレを借りる。

② 汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物は、以下の方法で処理を実施する。

- ・排泄物や使用済みのオムツ等の汚物は千用のビニール袋に入れ、衛生面に留意して園舎裏に用意した蓋つき汚物用ポリ容器に保管し、最終的には専門業者に処分を依頼する。

(8) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（多ければ別紙とし添付する）。定期的リストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
ルヴァン(36枚)	41缶	2024年4月	調乳室	調理師・所長
常備水 2ℓ	28本	2025年11月	調乳室	調理師・所長

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
消毒液	3		事務所	主任保育士
傷テープ	2		事務所	主任保育士
脱脂綿	1袋		事務所	主任保育士
綿棒	1箱		事務所	主任保育士
包帯	2本		事務所	主任保育士
三角巾	2枚		事務所	主任保育士

消毒	1本		事務所	主任保育士
熱冷シート	5枚		事務所	主任保育士
ハンドペーパー	10ヶ		保管庫	主任保育士
ティッシュ	10ヶ		保管庫	主任保育士
ウェットティッシュ	10ヶ		保管庫	主任保育士
紙パンツ	30枚		乳児室	乳児担任
トイレトペーパー	10ヶ		保管庫	主任保育士
救急バック	6ヶ		各クラス事務所	各担任・主任保育士
マスク	100枚		事務所	主任保育士

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
ビニール手袋	100枚	保管庫	主任保育士
ポリ袋	100枚	保管庫	主任保育士
懐中電灯	3個	事務所	主任保育士
乾電池	単3・2・1 各6本	事務所	主任保育士
ラジオ	1台	事務所	主任保育士
ポリタンク	20L×6	倉庫	主任保育士
カセットコンロ	3台	倉庫	主任保育士

※水：1人1日3ℓが目安

(9) 資金手当て

<p>・企業財産包括保険（火災保険）保険期間 R5.3.24～R6.3.24 敷地内対象：桃源の家、香梅苑、希望の郷、いわみ西保育所、東保育所、日貫保育所 建物、屋外設備・装置、設備・什器等 火災、落雷、破裂・爆発 支払限度額2億、風災、雹災、雪災 支払限度額5千万 地震保険セットなし</p> <p>園児対象保険</p> <p>・独立行政法人日本スポーツ振興センター〈災害共済給付〉H30.5～ ・あいおいニッセイ同和損保㈱ 賠償責任保険 R4.7.1～R5.7.1</p> <p>・現金対策 小口現金による対応（月1万円）</p>

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

【地震による発動基準】

邑南町またはその周辺において、震度 6 以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、事務局長及び各事業所長が必要と判断した場合、理事長の指示により、BCP を発動し対策本部を設置する。

【水害による発動基準】

大雨特別警報、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報が発表等により河川の氾濫や土砂災害が発生し、その被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、理事長が必要と判断した場合、理事長の指示により法人の BCP が発動し、対策本部を設置する。これにより保育所長は自保育所の BCP を発動する。

被害状況が限定的な場合は、法人の BCP は発動せず、関係する保育所長が必要と判断した場合、保育所長の指示により BCP を発動し、保育所内に対策本部を設置する。

所長	代替者①	代替者②
竹元 京子	主任保育士 大屋 多恵子	幼児統括 亀山 涼子

(2) 行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

初期動作（地震発生直後）

勤務時〈施設内にいる時〉

■安全確保、避難等、命を守る行動

■地震の場合は、机やテーブルの下に隠れる、揺れが収まるのを待つ、火器は速やかに消す、出入り口を開ける・建物の外へ慌てて飛び出さない(施設建物内が安全なケースがある)

■出火の有無の確認

■園児の安否確認

■職員の安否確認

■建物設備の損傷による危険の有無を確認(倒壊危険箇所、落下物の確認)

※建物外への避難…万が一非難する場合は所属長等の指示による

勤務時〈施設外にいる時〉

(車の運転時)

■徐々に速度を落とす、路肩に寄せてエンジンを切る、揺れがある間は外へ出ない

■周囲の被害状況を踏まえ、施設に戻れる状況であるか判断

- 施設へ安否状況の報告、施設に速やかに戻るよう努力する
(歩行時)
- 頭を保護、安全な場所へ移動
- 周囲の被害状況を踏まえ、施設に戻れる状況であるか判断
- 施設へ安否状況の報告、施設に速やかに戻るよう努力する

勤務外

- 自らの安全、家族の安全確保
(家族内で安否確認方法を決めておく)
 - 施設への安否報告
 - ・所属、氏名
 - ・本人、家族、自宅の被災状況、周辺の状況
 - ・出社の可否(否の場合は可能な時期)
- ※報告前に出勤できる状況であれば、施設へ駆けつけることを優先する。((6)職員の参集基準参照)
- ※速やかに出勤、応援に駆け付ける努力をする。ただし、家族や自宅が被災した場合等は除く。((6)職員の参集基準参照)

(3) 対応体制

<p>総務班(情報班)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報の継続確認、事務局や防災関係機関からの情報収集・連絡等(事務局と連絡をとり、正確な情報の収集に努める)。 ・園児家族へ園児の状況の連絡。 ・マメールを使用して職員の安否確認 ・活動の記録。 <p>統括：竹元所長(補佐：大屋主任保育士)</p>
<p>救護班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救出、応援手当及び病院等への搬送。 ・救護運搬用具の点検・配備・医薬品等の点検、準備等。 <p>統括：竹元所長(補佐：大屋主任保育士)、援護職種：リーダー保育士</p>
<p>安全対策班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児の安全確認、施設設備の損傷確認、園児の避難誘導(避難場所、避難経路の確認) <p>統括：竹元所長(補佐：大屋主任保育士)、援護職種：リーダー保育士</p>

応急物資班
 ・ 備蓄品、非常持ち出しを安全な場所へ移動。
 統括：竹元所長（補佐：大屋主任保育士）、援護職種：調理師

(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第1 候補場所	第2 候補場所	第3 候補場所
事務室	桃組クラス	遊戯室

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

震災発生時の利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく（別紙で確認シートを作成）。なお、負傷者がいる場合には応急処置を行い、必要な場合は速やかに医療機関へ搬送できるよう方法を検討する。

【安否確認ルール】

園児の安否確認担当者（担当者不在の場合は次席者）を決め、事業所長へ報告する。これを受け事業所長は対策本部へ報告する。速やかに安否確認結果を記録できるよう安否確認シート等を準備しておく。

【医療機関への搬送方法】

搬送する医療機関は以下のとおり。搬送は救護班【(3)対応体制】が送迎用の車両を使用して行う。

- ① 邑智病院 ②大隅医院

② 職員の安否確認

地震発生時の職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく（別紙で確認シートを作成）。（例）携帯電話、携帯メール、PCメール、SNS等

【施設内】

職員の安否確認は、園児の安否確認と併せて、各クラスや第一避難場所で点呼(安否確認担当者不在の場合は次席者)を行い、事業所長に報告する。これを受け事業所長は対策本部に報告する。

(各事業所及び事務局の管理職は法人 PC に、所属職員の携帯メールアドレスを登録

し、必要時は一斉送信で連絡する等検討。)

【自宅等】

全職員を対象に、マメールにより一斉に安否確認を実施する。

メールの内容として自宅で被災した場合は、電話、携帯メール、ライン、災害用伝言ダイヤル等で自身の安否情報を報告する。(報告事項：本人・家族・自宅の被災状況、出勤の可否)

その他

- ・NTT 西日本災害用伝言サービス「171」&「web171」の活用。
※利用方法を確認のこと。原則震度6弱以上の地震発生時等に利用できる。
- ・LINE、Twitter、Facebook の活用。

(6) 職員の参集基準

・事業所までの移動は、必ず無理をせず安全確保を優先する。自身及び家族が負傷した場合や自宅に被害がある場合、または子供・要介護者等など配慮しなければならない場合は自宅の対応を優先する。

■震度5以上の地震が管轄地域で発生した場合(日中)

- ・係長以上は事業所から連絡がなくても駆けつける(自動参集)。ただし、自身及び家族が無事であり、自宅に被害がない場合が前提、出勤が困難な場合は自宅で待機。
- ・震度6以上の地震が管轄地域で発生した場合は、係長以下一般職員も自動参集。

■震度5以下の地震が管轄地域で発生した場合(日中)

- ・対応は不要、ただし事業所から指示があった場合はその指示に従う。

■徒歩での移動、職員参集時間の想定

がけ崩れや建物倒壊等障害物を考慮し時速3kmで想定(通常大人が歩く速度を時速4km)。参集区分は「1時間以内」「3時間以内」「6時間以内」「12時間以内」「12時間以上」の5段階で検討し、職員の参集を想定する。勤務時間外に発災した場合、人的資源が限定される可能性が高いこと、指揮命令者や業務に必要な有資格者、精通する職員等の参集が遅れたり、事業所によっては参集人員に偏りが生じる懸念がある為、事業所間の連携も必要となる。

- ・東保育所職員：参集1時間以内3名－竹元京子・大屋多恵子・上田美穂
3時間以内5名－田平優子・宮本規子・亀山涼子・小松愛里沙・白須彩衣
6時間以内2名－日野真理子・月森明美

■自宅待機の要件(参集しなくてよい状況)

- ・職員の家族が死亡した場合

- ・職員または家族等が負傷し、治療又は入院の必要があるとき
- ・子の保育、親の介護等により在宅の必要があるとき
- ・家族の安否確認が取れないとき
- ・自宅等が被災した場合で、職員が復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事する必要があるとき
- ・その他、必然的かつ合理的な理由がある場合

(7) 家族への連絡・引き渡し

園児の安否確認後、園児家族へ安否状況の連絡を行う。あらかじめ複数の連絡方法を検討しておき、被害状況を勘案した上で、最適な連絡方法を選択し実施する。

【地震】

【連絡方法等】

園児保護者の連絡先一覧は当該事業所管理（電話番号、携帯番号、メールアドレス）

【連絡がつかない場合】

園児をお預かりすることとし、宿泊の準備を行う。

※利用者家族の連絡先については別途整理しておく

(8) サービス停止基準の検討

【風水害】

台風などの接近により甚大な被害が予想される場合は、あらかじめサービスを停止することを余儀なくされる。どのような場合にサービスを停止するか行政とも相談しながらサービス停止基準を定めて、利用者家族へ説明しておく。

【サービス停止の目安や考え方等】

保育所

- ①「保育施設運営における災害時避難情報対応マニュアル」に基づく（避難指示・避難勧告の発令による対応）。
- ②数日前から台風等風水害が予想される場合は、園児の安全確保が困難なことから、閉所の可能性があることを保護者に伝える。邑南町と協議しながら判断することとなるが、開所前に避難指示・避難勧告が発令されていない場合は、原則開所となる。閉所を前日まで判断できることが望ましいが、開所が困難と判断されれば、各所長へ連絡し、保護者の方へ緊急連絡を行う。
- ③園児を預かっている場合、避難行動等によって園児・職員の生命を危険にさらす可能性がある。ハザードマップ上の警戒区域に所在している場合には、より危険性が高まる。収集した情報（気象情報・災害警戒情報・避難情報）を事業所内で共有し、指定された避難場所（各事業所が定める場所、邑南町が定める場所）への誘導を開始する。避難基準は邑南町からの避難指示・避難勧告があった場合。但し、災害の前兆現

象を確認した際は、対策本部に確認し避難経路を確保し、邑南町からの情報を待つことなく避難を開始（通信網の麻痺等、当会対策本部と連絡が取れない場合は所長の判断に従う）。警戒区域に含まれていない場合、屋内安全確保を優先する。

※邑南町が発令する避難に関する情報は4種類あり、発令基準がある（詳細は邑南町HP）

4区分：避難予報 → 避難準備・高齢者等避難開始 → 避難勧告 → 避難指示
 ※十分な職員確保ができない場合、家庭で保育可能な場合は自宅での保育を依頼し、当所園児に対しては、見守り保育を中心に無理のない範囲での保育を行う。昼食は弁当持参を依頼する。

（9）施設内外での避難場所・避難方法

震災発生時、施設内外の避難場所となる候補場所を決めておく。

【施設内】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	桃組(3歳児クラス)	遊戯室(状況によっては園庭)
避難方法	保育士の誘導による避難	保育士の誘導による避難

【施設外】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	・石見東小学校体育館(場合により校庭) ・邑南町が定める場所	
避難方法	保育士の誘導による避難	

※当会施設内へ受入れの場合、ご利用者の為感染症対策を講じる必要がある。

（10）職員の管理

①休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

休憩場所	宿泊場所
0歳児クラス和室	0歳児クラス和室
乳児室	

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

【災害時の勤務シフト原則】

災害時非常事態勤務体制に準じる。

園児の人数が減ってくれば職員も帰路を促す。

(パート職員→契約職員→遠距離通勤職員→一般職員より随時帰宅)

職員は帰宅後ラインにて確認連絡を入れる。

(11) 復旧対応

復旧作業が円滑に進むように施設の破損箇所確認シートや各種業者連絡先一覧を整備し、別紙として添付しておく。

<建物・設備 n 被害点検シート例>

	対象	状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
(フロア単位) 建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	

・被害のあった箇所は写真を撮り記録しておく。

4. 他法人・施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

・法人保育所間では、通勤路が遮断された場合には、近くの保育所に出勤するなど、各保育所がスムーズに運営されるように、状況によっては職員の職場異動もありうる。

・隣接している石見東小学校と普段から連携をもって取り組んでいる。

- ①災害時の避難場所の連携
- ②仮設トイレを借りる。
- ③貯水槽の共有
- ④被害状況により応援し合う
- ⑤救急用品の共有化
- ⑥生活水の共有

以上を協議中。

②連携協定書の締結

今の所、他法人との連携協定書の締結は無い

③地域のネットワーク等の構築・参画

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
石見東小学校	95 - 0314	避難場所の連携
いわみ西保育所	95 - 0267	職員派遣・物品援助等
日貫保育所	97 - 0905	職員派遣・物品援助等
桃源の家	95 - 0001	職員派遣・物品援助等
香梅苑	95 - 2777	職員派遣・物品援助等
希望の郷	95 - 2974	職員派遣・物品援助等

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
大隅医院	95 - 0313	
邑智病院	95 - 2111	

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
邑南町福祉課	95 - 0811	災害緊急指示により作動
邑南町保健課	83 - 1123	家庭等情報共有

(2) 連携対応

①事前準備

主な項目

- ・被災時の連絡先、連絡方法
- ・備蓄の拡充
- ・職員派遣の方法
- ・園児受入れ方法、受入れスペースの確保
- ・相互交流 など

②利用者情報の整理

避難先施設でも適切な保育を受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を準備

園時の緊急連絡先とアレルギー児童名簿をファイルにまとめておく。(持出用)

③共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

地域の方との共同避難訓練を検討。

○石見東小学校と避難訓練、マチコミや電話連絡確認

- ・保育所が使用できなくなった時に、速やかに避難できるよう連携して避難訓練を行う。

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

保育所が閉所の場合、必要に応じて他施設への派遣を検討する。

(2) 福祉避難所の運営

①福祉避難所の指定

避難所としての対応

- ・保育所開放の際には安全確認後、衛生面や感染症対策に配慮しながら、責任者立会いのもと開放を行う。
- ・緊急事態下では、毛布や備蓄食、医薬品など

②福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

・保育所にあるもので、必要なものは職員立会いのもと使用していただく。

以 上

更新日	更新内容	更新日	更新内容
令和3年11月	策定		
令和5年4月1日	推進・対応体制等		